

PHONE APPLI PEOPLEサービス利用規約 【現改比較表】 2023年12月1日 現在

～2023年12月31日

2024年1月1日 ～

第1章 第1条（略）

（規約の変更）

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が特段の申出なくPHONE APPLI PEOPLEサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者がかかる変更に同意したものとみなします。

この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第1章 第3条～第11章（略）

別記（略）

料金表 通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用（略）

第1章 第1条（略）

（規約の変更）

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

第1章 第3条～第11章（略）

別記（略）

料金表 通則（略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用（略）

～2023年12月31日

2024年1月1日～

2 料金額

2-1-1 サービス利用基本料

区分	単位	料金額 (円)
サービス利用基本料	1 契約 ID ごとに月額	<u>300 円 (330 円)</u>

2-1-2 加算料

区分	単位	料金額 (円)
加算料	共有・個人電話帳 登録件数追加 10,000 件ごとに月額	<u>1,000 円 (1,100 円)</u>

2-2 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (円)
Microsoft 365 連携機能	1 契約 ID ごとに月額	<u>100 円 (110 円)</u>
	備考	
		(1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、Microsoft 365を利用した Azure AD連携機能を提供します。 (2) Microsoft 365 連携側の設定により通信ができない場合があります。 (3) Microsoft 365 連携からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (4) Microsoft 365 連携の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。 (5) Microsoft 365連携する IDは、サービス利用基本料における契約 IDと同数とします。
登録限定ユーザ機能	1 登録限定ユーザ機能利用 ID ごとに月額	<u>100 円 (110 円)</u>
	備考	
		当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、登録限定ユーザ機能（ログインアカウントを持たず、社内電話帳への登録に限定したユーザ IDをいいます。）を提供します。
トーク機能	1 トーク機能利用 ID ごとに月額	<u>100 円 (110 円)</u>
	備考	
		(1) トーク機能利用 ID数は、2 以上とします。 (2) 当社は、トーク機能におけるデータを 90 日間保存します。

2 料金額

2-1-1 サービス利用基本料

区分	単位	料金額 (円)
サービス利用基本料	1 契約 ID ごとに月額	<u>390 円 (429 円)</u>

2-1-2 加算料

区分	単位	料金額 (円)
加算料	共有・個人電話帳 登録件数追加 10,000 件ごとに月額	<u>1,300 円 (1,430 円)</u>

2-2 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (円)
Microsoft 365 連携機能	1 契約 ID ごとに月額	<u>130 円 (143 円)</u>
	備考	
		(1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、Microsoft 365を利用した Azure AD連携機能を提供します。 (2) Microsoft 365 連携側の設定により通信ができない場合があります。 (3) Microsoft 365 連携からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (4) Microsoft 365 連携の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。 (5) Microsoft 365連携する IDは、サービス利用基本料における契約 IDと同数とします。
登録限定ユーザ機能	1 登録限定ユーザ機能利用 ID ごとに月額	<u>130 円 (143 円)</u>
	備考	
		当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、登録限定ユーザ機能（ログインアカウントを持たず、社内電話帳への登録に限定したユーザ IDをいいます。）を提供します。
トーク機能	1 トーク機能利用 ID ごとに月額	<u>130 円 (143 円)</u>
	備考	
		(1) トーク機能利用 ID数は、2 以上とします。 (2) 当社は、トーク機能におけるデータを 90 日間保存します。

～2023年12月31日		2024年1月1日～	
	(3) 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証しません。		(3) 当社は、本付加機能が契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りがないことを保証しません。
安否確認機能	1 安否確認機能利用 I Dごとに月額	150 円 (165 円)	安否確認機能
	備考 (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、安否確認機能を提供します。 (2) 安否確認機能利用 I Dは、サービス利用基本料における契約 I D及び登録限定ユーザ機能における契約 I Dの合計数とします。		安否確認機能
	備考 (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、安否確認機能を提供します。 (2) 安否確認機能利用 I Dは、サービス利用基本料における契約 I D及び登録限定ユーザ機能における契約 I Dの合計数とします。		
安否表示機能	1 安否表示機能利用 I Dごとに月額	100 円 (110 円)	安否表示機能
	備考 (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者（当社のBiz安否確認／一斉通報利用規約に定める契約者に限ります。）から請求があったときは、安否表示機能を提供します。 (2) 安否表示機能利用 I Dは、サービス利用基本料における契約 I D及び登録限定ユーザ機能における契約 I Dの合計数とします。 (3) Biz安否確認／一斉通報の設定により通信ができない場合があります。 (4) Biz安否確認／一斉通報からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (5) Biz安否確認／一斉通報の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。		安否表示機能
	備考 (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者（当社のBiz安否確認／一斉通報利用規約に定める契約者に限ります。）から請求があったときは、安否表示機能を提供します。 (2) 安否表示機能利用 I Dは、サービス利用基本料における契約 I D及び登録限定ユーザ機能における契約 I Dの合計数とします。 (3) Biz安否確認／一斉通報の設定により通信ができない場合があります。 (4) Biz安否確認／一斉通報からの接続方法や機能が制限される場合があります。 (5) Biz安否確認／一斉通報の仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。		
PHONE APPLI PLACE 機能	1 PHONE APPLI PLACE 機能利用 I Dごとに月額	<u>300 円 (330 円)</u>	PHONE APPLI PLACE 機能
	備考 (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、PHONE APPLI PLACE機能（株式会社Phone Appliが提供する機器を用いて、登録されたフロアマップ当該箇所へ位置情報の表示を行う機能をいいます。以下、本備考欄において「本付加機能」といいます。）を提供します。 (2) 本付加機能の利用に際しては、株式会社Phone Appliが提供する機器の利用が必要となります。 (3) 本付加機能を利用するための株式会社Phone Appliが提供する機器、およびPHONE APPLI PLACEの設定等は、契約者が用意し、契約者は自己の責任において本付加機能を利用するために必要な機器を適切に、設置、設定、管理することとします。		PHONE APPLI PLACE 機能
	備考 (1) 当社は、PHONE APPLI PEOPLEサービス契約者から請求があったときは、PHONE APPLI PLACE機能（株式会社Phone Appliが提供する機器を用いて、登録されたフロアマップ当該箇所へ位置情報の表示を行う機能をいいます。以下、本備考欄において「本付加機能」といいます。）を提供します。 (2) 本付加機能の利用に際しては、株式会社Phone Appliが提供する機器の利用が必要となります。 (3) 本付加機能を利用するための株式会社Phone Appliが提供する機器、およびPHONE APPLI PLACEの設定等は、契約者が用意し、契約者は自己の責任において本付加機能を利用するために必要な機器を適切に、設置、設定、管理することとします。		

～2023年12月31日		2024年1月1日～	
(4) 当社は、表示される位置情報に関する処理速度・精度等を保証しないものとし、また、それ起因する損害についても責任を負わないものとします。		(4) 当社は、表示される位置情報に関する処理速度・精度等を保証しないものとし、また、それ起因する損害についても責任を負わないものとします。	
第2 手続きに関する料金 (略)		第2 手続きに関する料金 (略)	
第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。)) (略)		第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。)) (略)	
第3表 附帯サービスに関する料金		第3表 附帯サービスに関する料金	
第1 支払証明書発行手数料 (略)		第1 支払証明書発行手数料 (略)	

～2023年12月31日

2024年1月1日～

第2 名刺データ入力サービス

1 適用

区 分	内 容																
名刺データ入力サービスの料金	<p>ア 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を適用するにあたって、次表のとおり、区分を定めます。</p> <p>イ 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パック1200</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック3600</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック6000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック12000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック24000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック36000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック60000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。	パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。	パック6000	オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。	パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。	パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。	パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。	パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。
区分	内 容																
パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。																
パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。																
パック6000	オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。																
パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。																
パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。																
パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。																
パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。																

2 料金額

区 分	料 金 (円)
パック 1200	96,000 円 (105,600 円)
パック 3600	270,000 円 (297,000 円)
パック 6000	420,000 円 (462,000 円)
パック 12000	780,000 円 (858,000 円)

第2 名刺データ入力サービス

1 適用

区 分	内 容																
名刺データ入力サービスの料金	<p>ア 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を適用するにあたって、次表のとおり、区分を定めます。</p> <p>イ 当社は、名刺データ入力サービスに係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パック1200</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック3600</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック6000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック12000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック24000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック36000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。</td> </tr> <tr> <td>パック60000</td> <td>オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。	パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。	パック6000	オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。	パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。	パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。	パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。	パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。
区分	内 容																
パック1200	オペレータによる入力代行の上限が、1,200件までのもの。																
パック3600	オペレータによる入力代行の上限が、3,600件までのもの。																
パック6000	オペレータによる入力代行の上限が、6,000件までのもの。																
パック12000	オペレータによる入力代行の上限が、12,000件までのもの。																
パック24000	オペレータによる入力代行の上限が、24,000件までのもの。																
パック36000	オペレータによる入力代行の上限が、36,000件までのもの。																
パック60000	オペレータによる入力代行の上限が、60,000件までのもの。																

2 料金額

区 分	料 金 (円)
パック 1200	124,800 円 (137,280 円)
パック 3600	351,000 円 (386,100 円)
パック 6000	546,000 円 (600,600 円)
パック 12000	1,014,000 円 (1,115,400 円)

～2023年12月31日		2024年1月1日～	
パック 24000	1,440,000 円 (1,584,000 円)	パック 24000	1,872,000 円 (2,059,200 円)
パック 36000	1,980,000 円 (2,178,000 円)	パック 36000	2,574,000 円 (2,831,400 円)
パック 60000	3,000,000 円 (3,300,000 円)	パック 60000	3,900,000 円 (4,290,000 円)
別表 1～別表 2 (略)		別表 1～別表 2 (略)	
		<p>附則 (令和 5 年11月28日 C A S 1 サ第000400002539-01号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。</p>	